

一時保育のご案内

保護者がパート就労・ケガや病気・出産・介護などにより、お子さんを家庭で保育することができないときに、一時的に保育所で保育を行います。



- 対象児童
町内に住民登録がある1歳児(平成28年4月1日現在で1歳以上)から小学校就学前の児童
- 保育時間
月～金曜日 9:00～17:00
(土、日、祝日、年末年始は利用できません)
- 場 所
大平保育所(TEL 84-8033)
- 利用料
◎3歳未満児 1日2,000円 半日1,000円
◎3歳以上児 1日1,600円 半日 800円
- 利用手続
利用するためには、**毎年度1回事前登録が必要**となりますので、子ども未来課で手続きを行ってください。
※**手続きに必要なもの/印鑑**

病児・病後児保育のご案内

お子さんが、入院治療を要しない病気治療中や病気の回復期で集団生活が困難な期間に、保護者が就労などにより家庭での保育ができない場合、一時的に専用施設で保育と看護を行います。

- 対象児童
町内に住民登録がある生後6か月から小学校就学前の児童
- 保育時間
月～金曜日 8:00～17:30
(土、日、祝日、お盆、年末年始は利用できません)
- 場 所
上毛町病児・病後児保育施設
(こうげクリニック内 TEL 72-2028)
- 利用料 1人1日2,000円
※生活保護世帯は無料、市町村民税非課税世帯は500円、所得割課税額48,600円未満の世帯は1,000円となります。
- 利用手続
利用するためには、**毎年度1回事前登録が必要**となりますので、子ども未来課で手続きを行ってください。
※**手続きに必要なもの/印鑑、児童の健康保険被保険者証**

●問い合わせ先 子ども未来課 子育て支援係 TEL 72-3111(内線229)

集団健診のお知らせ

集団健診の申込みが始まります。6月27日(月)までにお申し込みください。

日 程	内 容	会 場	受付時間
8月23日(火)	特定健診・50歳節目健診・後期高齢者健診・肝炎検査 各種がん検診(胃、肺、大腸、前立腺がん)	たいへいの里(大平支所)	8:30～10:30
8月24日(水)	特定健診・50歳節目健診・後期高齢者健診・肝炎検査 各種がん検診(胃、肺、大腸、前立腺、乳、子宮頸がん)		
8月25日(木)	特定健診・50歳節目健診・後期高齢者健診・肝炎検査 各種がん検診(胃、肺、大腸、前立腺がん)	げんきの杜	
8月26日(金)	特定健診・50歳節目健診・後期高齢者健診・肝炎検査 各種がん検診(胃、肺、大腸、前立腺、乳、子宮頸がん)		
8月27日(土)			
8月28日(日)	唐原コミュニティセンター		
8月29日(月)		特定健診・50歳節目健診・後期高齢者健診・肝炎検査 各種がん検診(胃、肺、大腸、前立腺がん)	
8月30日(火)			
8月31日(水)	各種がん検診(乳、子宮頸、大腸がん)		

※肺がん検診を受診された65歳以上の方には、結核検診を無料で行います。

■申込み手続

特定健診

対象となる方には6月上旬に、個別に申込みに関するお知らせを郵送します。内容をよくご覧になり、子ども未来課町民健康係に返信してください。(同時にがん検診の申込みができます)

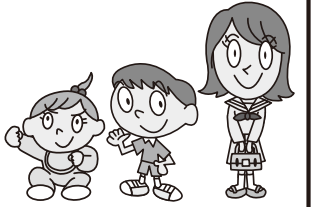
がん検診

6月に「集団健診のご案内」(チラシ)を各世帯に配布します。添付のはがきに必要事項を記入の上、子ども未来課町民健康係に返信してください。

●問い合わせ先 子ども未来課 町民健康係 TEL 72-3111(内線221・224)

児童手当のお知らせ

児童手当は、家庭などにおける生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な成長に資するため、児童を養育している方に手当を支給する制度です。



- 支給対象
日本国内に居住し、中学校修了前(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方
- 支給額

児童の年齢	児童手当の額(1人当たり月額)
3歳未満	15,000円(一律)
3歳以上小学校修了前	10,000円(第3子以降は15,000円) ※「第3子以降」とは、高校卒業まで(18歳誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。
中学生	10,000円(一律)

※児童を養育している方の所得が、所得制限限度額以上の場合は、特例給付として児童1人当たり月額5,000円(一律)を支給します。

- 支給時期 毎年6月、10月、2月にそれぞれの前月分までの手当を支給します。
- 手当を受ける手続
お子さんが生まれたり、他の市区町村から転入したとき、公務員でなくなったときなどは申請が必要です。原則として、申請した月の翌月分の手当から支給します。申請が遅れると、遅れた月分の手当を受けられなくなる場合がありますのでご注意ください。
※公務員の方は、勤務先での手続となりますので、勤務先にご確認ください。
- 現 況 届 手当を受けている方は毎年6月に「児童手当現況届」の提出が必要です。この届は毎年6月1日における状況を確認するためのもので、提出がないと6月分以降の手当の支給が差し止められますのでご注意ください。

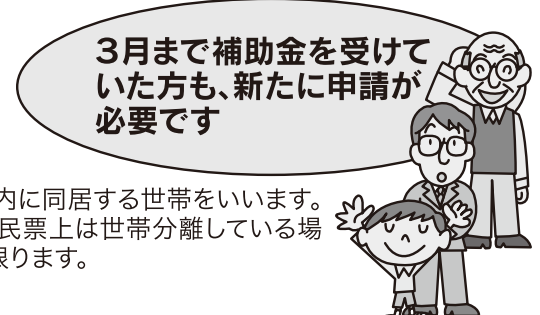
提出が必要な方には、「現況届のお知らせ」を送付します。

「三世帯同居世帯支援事業補助金」のお知らせ 6月30日(木)までに申請してください

少子化対策と定住化の促進を図ることを目的として、親、子、孫などの三世帯が同居する世帯に補助金を交付しています。

注)三世帯同居世帯とは・・・

町内に居住し、親、子、孫などの三世帯以上で構成され、かつ、同一住宅内に同居する世帯をいいます。ただし、住民票が同一世帯でも別棟に居住する場合や、同居であっても住民票上は世帯分離している場合などは補助金の対象となりません。また、町税などの滞納がない世帯に限ります。



■補助金の内容

区 分	補助対象者	補助金額
学校給食費助成	小中学校に通う児童生徒がいる世帯の保護者	給食費本人負担額の1/2
家庭内保育手当	就学前で保育所などに通所していない児童(0歳～6歳まで)がいる世帯の世帯主または保護者	児童1人につき月額 7,000円

- 支 給 月 10月と4月にそれぞれの前月分までを交付します。
- 申請時に必要なもの ①申請者の印鑑(認印)
②申請者名義の通帳(補助金の振込先)
- 申請期間 4月1日時点で対象となる方は、6月30日(木)までに申請すれば4月分から支給します。ただし、7月以降に申請された場合は、その日の属する月から支給されます。
※出生、転入及びその他の理由により対象となった方が年度途中で申請した場合は、その日の属する月の翌月から支給されます。
※支給要件の審査により対象外となる場合があります。その場合、支給要件をみたした後に再度申請することができます。
- 申請場所 子ども未来課、たいへいの里(大平支所)総合窓口係

●問い合わせ先 子ども未来課 子育て支援係 TEL 72-3111(内線227)